

大規模災害からの復興に関する法律施行令要綱

第一 総則

大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とすること。

（第一条関係）

第二 復興のための特別の措置

一 復興計画に係る特別の措置

1 法第十六条第一項に規定する土地改良事業の要件を定めるとともに、同項の規定により行う土地改良事業の国庫補助率を定めるものとする。

（第二条関係）

2 法第二十条第八項の規定により、特定被災都道府県及び特定被災市町村が負担する地籍調査に要する経費の算定方法を定めるものとする。

（第三条関係）

3 法第二十八条第四項の規定に基づく届出対象区域において届出を要する行為及び届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為を定めるものとする。

（第四条関係）

4 法第三十四条第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定により裁決を申請しようとする者は、裁決申請者の氏名及び住所等を記載した裁決申請書を提出しなければならないものとする事。 （第五条関係）

5 法第十二条第二項及び第三項、第十三条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十八条第九項並びに第二十条第二項及び第三項に規定する国土交通大臣、農林水産大臣及び環境大臣の権限のうち、地方支分部局に委任する権限を定めるものとする事。 （第六条関係）

二 都市計画法の特例について、法第四十二条第四項から第六項までの規定による必要な技術的読替えを定めるものとする事。 （第七条から第九条まで関係）

三 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

1 漁港漁場整備法の特例 （第十条から第十二条まで関係）

(1) 法第四十三条第一項の政令で定める漁港施設は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「漁港法」という。）第三条第一号に掲げる基本施設及び同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設（漁港の利用及び管理上重要なものに限る）とすること。

- (2) 農林水産大臣は、法第四十三条第一項の規定により特定災害復旧等漁港事業を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとする。
- (3) 農林水産大臣が特定災害復旧等漁港工事を施行する場合において、被災都道府県に代わって行う権限を定めるものとする。

(4) (3)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。

(5) 農林水産大臣は、被災都道府県に代わって(3)に掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県に通知しなければならないものとする。

(6) (2)から(5)までは、法第四十三条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村に代わってその権限を行う場合について準用するものとする。

2 砂防法の特例

(第十三条から第十五条まで関係)

- (1) 国土交通大臣は、法第四十四条第一項の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないものとする。
- (2) 国土交通大臣が特定災害復旧等砂防工事を施行する場合において、被災都道府県の知事に代わつ

て行う権限を定めるものとする。

(3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。

(4) 国土交通大臣は、被災都道府県の知事に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならないものとする。

(5) 特定災害復旧等砂防工事に要する費用の負担について定めるものとする。

(6) (1)及び(4)に掲げる国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができるものとする。

3 港湾法の特例

特定災害復旧等港湾工事に要する費用の負担について定めるものとする。(第十六条関係)

4 道路法の特例

(第十七条から第二十条まで関係)

(1) 国土交通大臣は、法第四十六条第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を告示しなければならないものとする。

- (2) 国土交通大臣が特定災害復旧等道路工事を施行する場合において、被災地方公共団体に代わって行う権限を定めるものとする。
- (3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。
- (4) 国土交通大臣は、被災地方公共団体に代わって(2)に掲げる権限の一部を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならないものとする。
- (5) 国土交通大臣は、被災地方公共団体に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならないものとする。
- (6) (1)から(5)までは、法第四十六条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村に代わってその権限を行う場合について準用するものとする。
- (7) 特定災害復旧等道路工事に要する費用の負担について定めるものとする。
- (8) 法第四十六条第三項及び(1)、(4)及び(5)に掲げる国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。

- (1) 主務大臣（海岸法（昭和法第三十一年法律第一百号）第四十条に規定する主務大臣をいう。（2）、（4）及び（7）において同じ。）は、法第四十八条第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとする。
- (2) 主務大臣が特定災害復旧等海岸工事を施行する場合において、海岸管理被災地方公共団体の長等に代わって行う権限を定めるものとする。
- (3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。
- (4) 主務大臣は、海岸管理被災地方公共団体の長等に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長等に通知しなければならないものとする。
- (5) (1)から(4)までは、法第四十八条第二項の都道府県が同条第四項の規定により同条第二項の海岸管理被災市町村の長等に代わってその権限を行う場合について準用するものとする。
- (6) 特定災害復旧等海岸工事に要する費用の負担について定めるものとする。

(7) 法第四十八条第三項並びに(1)及び(4)に掲げる主務大臣の権限の一部は、地方支分部局の長に委任するものとすること。

6 地すべり等防止法の特例

(第二十六条から第二十九条まで関係)

(1) 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣を言う。(2)、(4)及び(6)において同じ。）は、法第四十九条第一項の規定により特定災害復旧等地區すべり防止工事を施行等しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないものとする。

(2) 主務大臣が特定災害復旧等地區すべり防止工事を施行する場合において、被災都道府県の知事に代わって行う権限について定めるものとする。

(3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。

(4) 主務大臣は、被災都道府県の知事に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の知事に通知しなければならないものとする。

(5) 特定災害復旧等地區すべり防止工事に要する費用の負担について定めるものとする。

- (6) 法第四十九条第二項並びに(1)及び(4)に掲げる主務大臣の権限は、地方支分部局の長に委任するものとする。

7 下水道法の特例

(第三十条関係)

- (1) 法第五十条第一項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧下水道工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとする。
- (2) 法第五十条第一項の都道府県が特定災害復旧等下水道工事を施行する場合において、被災市町村に代わって行う権限について定めるものとする。

- (3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。

- (4) 法第五十条第一項の都道府県は、被災市町村に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときに、遅滞なく、その旨を当該被災市町村に通知しなければならないものとする。

8 河川法の特例

(第三十一条から第三十四条まで関係)

- (1) 国土交通大臣は、法第五十条第一項の規定により特定災害復旧河川等工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならない。

ないものとする。

(2) 国土交通大臣が特定災害復旧等河川工事を施行する場合において、被災地方公共団体の長に代わって行う権限について定めるものとする。

(3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。

(4) 国土交通大臣は、被災地方公共団体の長に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならないものとする。

(5) 法第五十一条第二項の都道府県の知事が特定災害復旧等河川工事を施行する場合において、被災市町村の長に代わって行う権限等について定めるものとする。

(6) 特定災害復旧等河川工事に要する費用の負担について定めるものとする。

(7) 法第五十一条第三項並びに(1)及び(4)に掲げる国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。

9 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例 (第三十五条から第三十八条まで関係)

(1) 国土交通大臣は、法第五十二条第一項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行

等しようとするときは、あらかじめ、工事を行う区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとする。

(2) 国土交通大臣が特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合において、被災都道府県の知事に代わって行う権限について定めるものとする。

(3) (2)に掲げる権限を行うことができる期間等について定めるものとする。

(4) 国土交通大臣は、被災都道府県の長に代わって(2)に掲げる権限の一部を行ったときに、遅滞なく、その旨を当該被災都道府県の長に通知しなければならないものとする。

(5) 特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担について定めるものとする。

(6) (1)及び(4)に掲げる国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができるものとする。

第三 雑則

一 都道府県知事等又は市町村長等は、法第五十三条第一項又は第二項の規定により関係行政機関等の職員の派遣を要請しようとするときは、派遣を要請する理由等を記載した文書をもってしなければならない。

いものとする。

(第三十九条関係)

二 都道府県知事等又は市町村長等は、法第五十四条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、派遣のあつせんを求める理由等を記載した文書をもってしなければならないものとする。

(第四十条関係)

三 法第五十五条の規定により関係行政機関から派遣される職員は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有するものとするほか、当該職員の身分及び給与等に関し必要な事項について定めるものとする。

(第四十一条及び第四十二条関係)

四 法第五十六条第一項の災害派遣手当は、内閣総理大臣の定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。

(第四十三条関係)

第四 附則

一 この政令は、平成二十五年八月二十日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴い必要な経過措置を定めること。

(附則第二条関係)

三 その他関係政令について所要の改正を行うこと。